

群馬県立心臓血管センター 患者の権利章典

患者様は「患者本位の医療」の理念のもと、人間としての尊厳を有しながら医療を受ける権利を持っています。
また、医療は、患者様と医療提供者が相互の信頼関係に基づき、協働してつくり上げていくものであり、患者様に主体的に参加していただくことが必要です。
県民の生命と健康を守ることを使命とする群馬県立心臓血管センターは、この考え方に基づき、「患者の権利章典」を制定します。
当院の職員は、この患者の権利章典を守り、患者様の医療に対する主体的な参加を支援していきます。

1 一人一人の人格が尊重される権利

患者様は、治療や検査などに当たり、各々の人格、価値観などをもちながら社会生活を営む個人として尊重されます。当院の職員は、患者様の個々の人格や価値観などを尊重し、両者が互いに協力し合いながら医療をつくり上げていくよう努めていきます。

2 良質な医療を公平に受ける権利

患者様は、だれでも社会的な地位、疾病の種類、国籍、宗教などにより差別されることなく、適切な医学水準に基づいた安全かつ効果的な医療を受ける権利を持っています。当院の職員は、この権利を尊重し、患者様に対して常に公平であるとともに、適切で安全な医療の提供や医療の質の向上を目指して知識・技術の研鑽に努めていきます。

3 十分な説明を受ける権利

医療に対する説明や情報の提供は、医療提供者側からの一方的なものであってはなりません。当院の職員は、患者様とのコミュニケーションを大切にし、患者様の理解を助け、納得が得られるよう努めていきます。

4 自分が受ける医療内容を決定する権利

患者様は、受ける治療方法などを自らの意思で選択・決定する権利があります。それを保障するためには、単に医療情報を提供するだけでなく、適切な医学水準の知識や経験を持つ医療提供者が、常に患者さんの利益を考えながら支援していくことが必要です。当院の職員はこのような姿勢に立って、患者様の意思を尊重していきます。

5 自分が受けている医療について知る権利

診療記録の開示を求める権利には、診療記録の閲覧、複写はもとより、内容の要約や説明を受ける権利も含まれます。患者様が診療記録を見るだけではその内容を把握することが難しい場合が多いため、当院では、独自の制度を作って診療記録の開示に取り組んでいます。また、診療記録の作成に当たっては、常に適切な記載を行うよう努めていきます。

6 プライバシー保護の権利

患者様の病気に関わる私的な情報が取り扱われ、特別な環境下で私的な生活が営まれる病院では、患者様のプライバシーは十分に配慮されなければなりません。当院では、病院がこのような性格を持つ施設であることを十分認識し、患者様の個人情報の秘密の保持やプライバシーの権利について、厳正に取り扱っていきます。

群馬県立心臓血管センター 患者の責務

一方で、患者様の権利を尊重した「患者本位の医療」を実施する上では、患者様自身の医療への主体的な参加が必要不可欠であり、患者様や患者様のご親族の皆様にも医療における役割を自覚していただく必要があります。

そこで、患者様には、以下に記載する「患者の責務」についてもご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

1 健康に関する情報を正確に提供する責務

当院の職員が患者様の状態や治療等についての的確な判断を行っていただけるよう、家族歴、既往歴、アレルギーの有無など、患者様自身の健康に関する情報をできるだけ正確に医療者へ伝えてくださるようお願いいたします。

2 十分理解できるまで質問を行う責務

適切な医療の提供にあたっては、患者様が、自身の病気や提供される治療について十分理解し、納得していただく必要があります。分からないことがあれば何度でも医療提供者に質問をしてくださるようお願いいたします。

どうしても納得できないことがあれば、他の病院・医師の意見(セカンド・オピニオン)を求めることもお勧めいたします。

3 医療提供に支障を与えないよう配慮する責務

病院では、職員が数多くの患者様に様々な医療を提供しています。また、患者様は通常の社会生活に制約を受けざるを得ないこともあります。このことを十分に御理解いただき、適切な医療の提供に御協力くださるようお願いいたします。